

# 勧誘方針

当社は、金融商品の販売等や金融サービスの提供に関し、金融サービスの提供に関する法律第 10 条（勧誘方針の策定等）の定めるところに従い、次の事項を「勧誘方針」としています。当社は、本方針を遵守し、適切な勧誘を行い、お客様の利益を守ることに努めます。

## 1. 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売等や金融サービスの提供に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

- 当社は、金融商品及び金融サービスの勧誘に際しては、お客様の知識、経験、資産の状況並びに当該金融商品及び金融サービスにかかる契約を締結する目的等に照らして、お客様に適切と考えられる勧誘を行うものとします。
- 当社は、勧誘に際しては、お客様の知識、経験、資産の状況等に照らして、必要な方法及び程度により、金融商品及び金融サービスに関するリスク及び内容等の説明を行うよう努めます。

## 2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

- 当社は、お客様の信頼の確保を第一義とし、お客様に対し虚偽のことを告げたり、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げたりいたしません。当社は勧誘を行うに際し適用される法令等を遵守いたします。
- 当社は、正当な理由なく、深夜や早朝などの不適当な時間帯に、電話や訪問による勧誘は行いません。

## 3. 上記のほか、勧誘の適正の確保に関する事項

- 当社では、お客様に対する勧誘が適切に行われるよう、役職員の教育に努めております。
- 当社では、お客様に対する勧誘が関係法令等を遵守し、適切に行われるよう、内部管理体制の強化に努めております。

令和 3 年 1 月 20 日 施行

令和 3 年 11 月 1 日 改訂